

IV 障害者虐待防止対策等について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

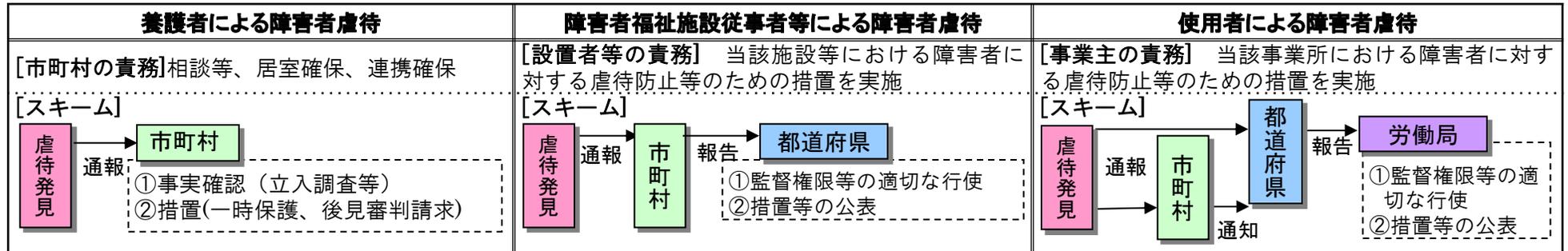
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き(平成24年9月)

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域移行・障害児支援室

I 障害者福祉施設における障害者虐待とは

1. 障害者虐待防止法の施行
2. 「障害者虐待」の定義
3. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

II 施設・事業所の虐待防止と対応

1. 施設・事業所における虐待防止の責務
2. 自立支援協議会などを通じた地域の連携
3. 通報義務
4. 障害者や家族が置かれている立場の理解
5. 障害者虐待の未然の防止について
6. 虐待を防止するための体制について
7. 人権意識、知識や技術の向上のための研修
8. 虐待を防止するための取組について

III 虐待が起きてしまった場合の対応

1. 職員から虐待の相談があった場合の対応
2. 通報者の保護
3. 市町村・都道府県による事実確認への協力
4. 虐待を受けた障害者や家族への対応
5. 原因の分析と再発の防止
6. 虐待した職員や役職者への処分など

IV 市町村・都道府県による施設・事業所への指導等

1. 市町村・都道府県による事実確認と権限の行使
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表

V 虐待を受けた障害者の保護に対する協力について

1. 居室の確保に対する協力
2. 保護された障害者への対応

VI 身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて

1. 身体拘束の廃止に向けて
2. 身体拘束としての行動制限について
3. 行動障害のある利用者への適切な支援

V 障害者の就労支援について

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数 **約744万人** 中、18歳～64歳の在宅者の方、**約332万人**

(内訳:身124万人、知27万人、精181万人)

一般就労への
移行の現状

① 特別支援学校から一般企業への就職が**約24.3%** 障害福祉サービスが**約64.7%**

② 障害福祉サービスから一般企業への就職が**年間1.3%(H15) → 3.6%(H23)**

※就労移行支援からは**20.1%(H23)**

障害福祉サービス(就労系)

- ・就労移行支援 約1.6万人
- ・就労継続支援A型、福祉工場 約1.3万人
- ・就労継続支援B型、旧法授産施設 約12.9万人

(平成23年10月)

小規模作業所 約0.6万人(平成24年4月)

地域活動支援センター

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/H15 1.0

2,460人/H18 1.9倍

3,293人/H21 2.6倍

4,403人/H22 3.4倍

5,675人/H23 4.4倍

企業等

ハローワークからの
紹介就職件数

59,367人

(平成23年度)

地域
生活

916人/年

11,801人/年

4,420人/年

特別支援学校

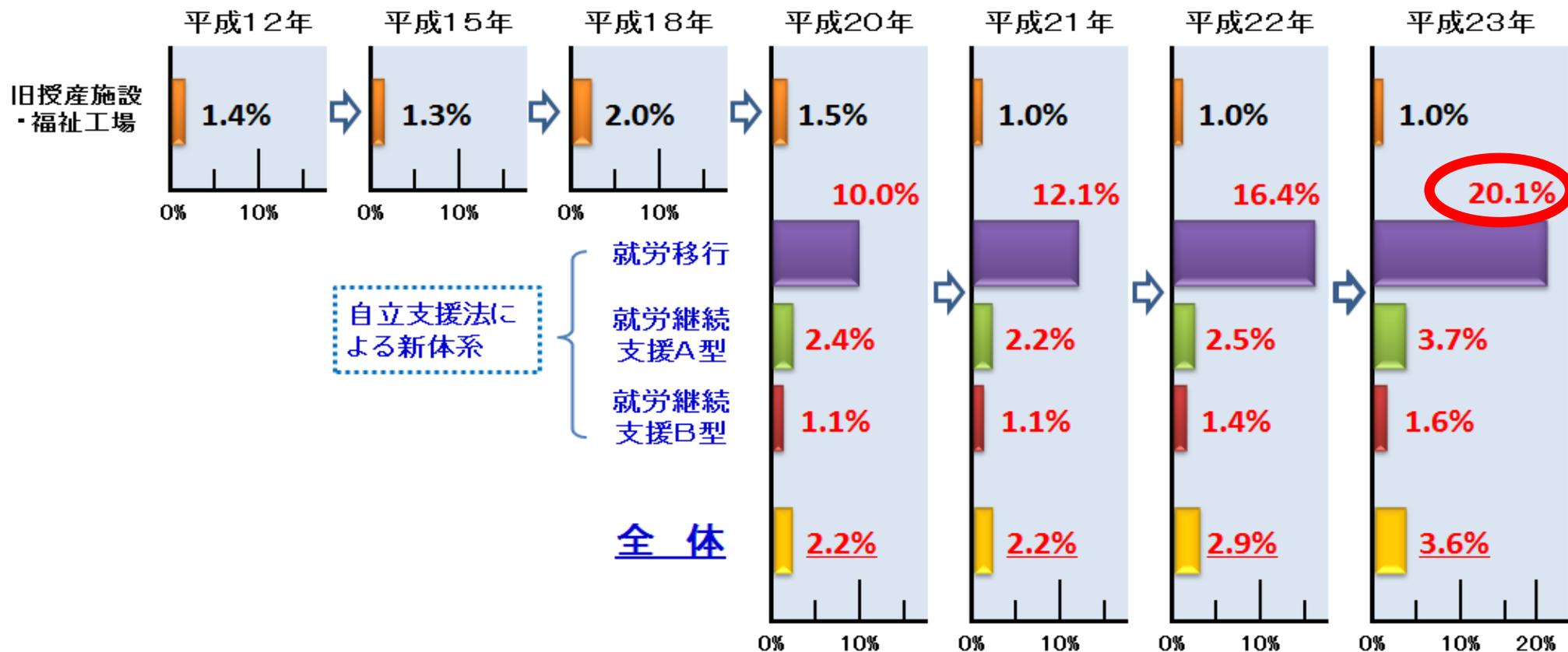
卒業生17,707人/年 (平成24年3月卒)

就職

就職

就労系の障害福祉サービスから一般就労への移行率と移行者数の推移

① 一般就労への移行率



② 一般就労への移行者数



○ 工賃倍増5か年計画の対象施設の平均工賃の伸び（対前年度）

（平成22年度）

（平成23年度）

13,079円 → 13,586円（1人あたり 月額）

対象事業所		平均工賃（賃金）〈増減率〉	
工賃倍増5か年計画の対象施設（※）の平均工賃 ※ 就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設		（平成18年度） 12,222 円	（平成23年度） → 13,586 円 〈111.2%〉
（対象）	就労継続支援B型事業所	13,742 円	
	入所・通所授産施設	12,884 円	
	小規模通所授産施設	7,605 円	
（対象外）	就労継続支援A型事業所・福祉工場	71,513 円	
全施設の平均工賃（賃金）		19,315 円	

（参考）

○ 就労継続支援B型事業所（平成23年度末時点）で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画の対象となっている施設の平均工賃

対象事業所	平均工賃（賃金）〈増減率〉	
就労継続支援B型事業所（平成23年度末時点）で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画の対象となっている施設の平均工賃	（平成18年度） 12,496円	（平成23年度） → 14,947円 〈119.6%〉

「工賃倍増5か年計画」^①と新たな「工賃向上計画」^②について

工賃倍増5か年計画の課題

- ◇ 工賃倍増5か年計画(H19～H23)では、都道府県レベルでの計画作成・関係機関や商工団体等の関係者との連携体制の確立等に力点を置き、工賃向上への取り組みが推進されてきたが、個々の事業所のレベルでは、必ずしも全ての事業所で計画の作成がなされておらず、また、この間の景気の低迷等の影響も手伝って、十分な工賃向上となり得ていない。
- ◇ 市町村レベル・地域レベルでの関係者の理解や協力関係の確立なども十分とは言えない。



新たな工賃向上計画による今後の取組み

- ◇ 平成24年度からの新たな計画では、これまでの計画の評価・検証を踏まえ、より工賃向上に資する取組みを、目標設定により計画的に進める。
- ◇ 新たな計画では、都道府県主体の取組みから、都道府県と事業所が共同して取り組むことを重視し、新体系への移行が完了することにより事業の目的が明確になる中で、個々の事業所において「工賃向上計画」を作成することを原則とする。
- ◇ 特に今後は、作業の質を高め、発注元企業の信頼の獲得により安定的な作業の確保、ひいては安定的・継続的な運営に資するような取組みが重要であることから、具体的には、経営力育成・強化や専門家(例:農業の専門家等)による技術指導や経営指導による技術の向上、共同化の推進のための支援の強化・促進を図る。

新たな工賃向上計画の主なポイント

【計画期間】 3か年(平成24～26年度)

【対象事業所】 就労継続支援B型事業所(都道府県の判断で生産活動を行う生活介護事業所を対象とすることも可)

- ① 工賃倍増5か年計画同様、都道府県、事業所において工賃向上計画を作成する。
これまでの計画では個々の事業所の計画作成は自主的な取組みとされていたが、新たな計画では、**特別な事情がない限り個々の事業所における工賃向上計画を作成することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取組みを促すこととする。**
また、**都道府県の計画では、官公需による発注促進についても目標値を掲げて取り組むこと推奨する。**
- ② 報告する工賃は、これまでの**月額に加え時間額**も対象とし、目標とする工賃については**月額または時間額**により算出する方法のどちらかを事業所が選択する。
- ③ 工賃向上の目標値については、従来のような一律の目標値(倍増)を設定するのではなく、個々の事業所の実情を考慮しつつも一定以上の工賃向上(例えば時間額が最低賃金の1/4程度の場合に最賃の1/3程度)を目指すことを前提に、**個々の事業所において設定(法人において意思決定)した目標値の積み上げを、全体の工賃向上の目標値とする。**
このため、24年度当初に工賃目標の設定状況等の調査をお願いすることになるので、ご協力をお願いしたい。
- ④ 工賃の状況把握(報告)にあたっては、**計画当初(平成24年4月時点)に工賃向上計画を作成した事業所の状況比較を基本とし、平成24年4月以降に工賃向上計画を作成した事業所とそれぞれ別に状況比較することとする。**
- ⑤ 地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、**市町村においても工賃向上への事業所の取組みを積極的に支援していただくよう協力を依頼する。**

・市町村における取組みの例：市町村の広報誌や商工団体への協力依頼による企業からの仕事の発注促進、官公需の発注促進 など

特別支援学校高等部卒業者等にかかる就労継続支援B型の利用の取り扱いについて

現行の取扱(対象者)

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①、②、③に該当しない者であって、地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業者が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者(平成25年3月末までの経過措置)



(2年間の延長)

平成25年4月以降の取扱

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①から③までのいずれにも該当しない者であって、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや就労移行支援事業者が少ない地域において、協議会等からの意見を徴することにより、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した本事業の利用希望者(平成27年3月末までの経過措置)

※ この経過措置により平成25年4月以降に就労継続支援B型の利用を開始した場合、3年後の支給決定更新時には、就労面のアセスメントを受けることとするのでご留意いただきたい。

障害者就業・生活支援センターにおけるモデル事業について

「①就労系サービスの利用に関するアセスメント」及び「②フォローアップ(定着支援)」に係る課題を検討・整理するためモデル事業を実施

モデル事業の1年次・2年次の事業内容

		1年次目 (平成24年度)	2年次目(案) (平成25年度)
モデル事業開始	アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ○ アセスメント票案の作成 ○ 評価案の作成と相談支援事業所との調整・課題抽出・整理 ○ アセスメント結果で一般就労の可能な者の就労支援体制の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アセスメント票案による実証 ○ アセスメント票の改善・質の向上 → <u>アセスメント票の完成</u> ○ <u>アセスメント手法の確立</u> ○ <u>マニュアル作成</u> ○ 全国への普及
	フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要継続的フォローアップ対象者の属性整理・要因分析 ○ 継続的フォローアップに係る支援の試行、課題抽出・整理 ○ 相談支援事業所との役割分担の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>継続的フォローアップを必要とする者への支援体制検討</u> ○ <u>マニュアル作成</u> ○ 全国への普及

アセスメント・フォローアップ体制の確立

平成25年度の就労系障害福祉サービス利用にかかるアセスメント体制

○ 平成25年度に対応可能な事項について

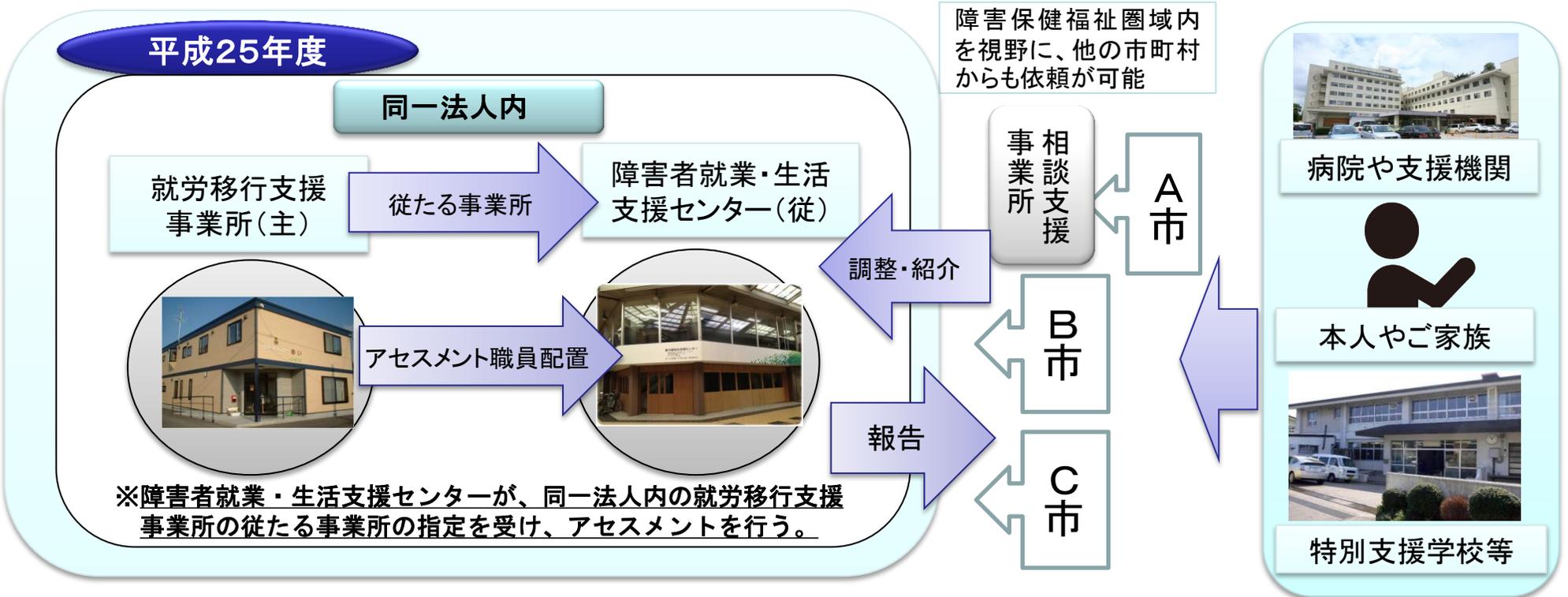
平成25年度は、障害者就業・生活支援センターによるサービス等利用計画作成にかかるアセスメントの体制整備のファーストステップとして、障害者就業・生活支援センターと同一法人内の就労移行支援事業所が、所在する市町村のみではなく、障害者就業・生活支援センターの活動区域である障害保健福祉圏域内において、サービス等利用計画作成にかかるアセスメントの対応ができる場合には、当該就労移行支援事業所によりサービス等利用計画作成にかかるアセスメントを実施するよう促していただく。

ア 障害者就業・生活支援センターが同一法人の就労移行支援事業所の従たる事業所の指定を受け、就労移行支援事業所として、当該障害保健福祉圏域内の就労系障害福祉サービスの利用にかかるアセスメントを行うことが可能な場合は、その対応を図る。

イ (ア)の対応が困難な場合、障害者就業・生活支援センターと同一法人内の就労移行支援事業所が、可能な範囲で障害者就業・生活支援センターの助言を得ながら、当該障害保健福祉圏域内のアセスメントを行うことが可能な場合にはその対応を図る。

※ (ア)の対応が可能となった場合には、その時点で移行することが望ましい。

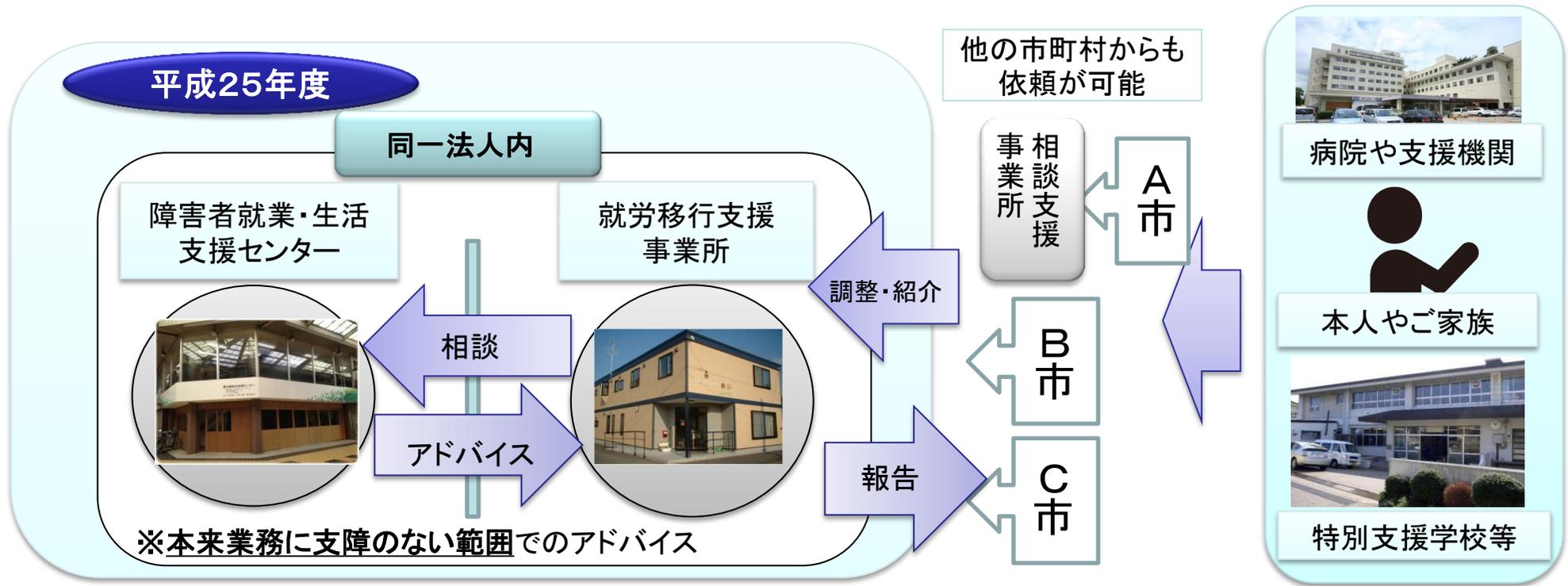
ア 障害者就業・生活支援センターが同一法人の就労移行支援事業所の従たる事業所の指定を受けてアセスメントを行う体制



○ 障害者就業・生活支援センターが同一法人の就労移行支援事業所の従たる事業所の指定を受け、就労移行支援事業所として、当該障害保健福祉圏域内の就労系障害福祉サービスの利用にかかるアセスメントを行う。

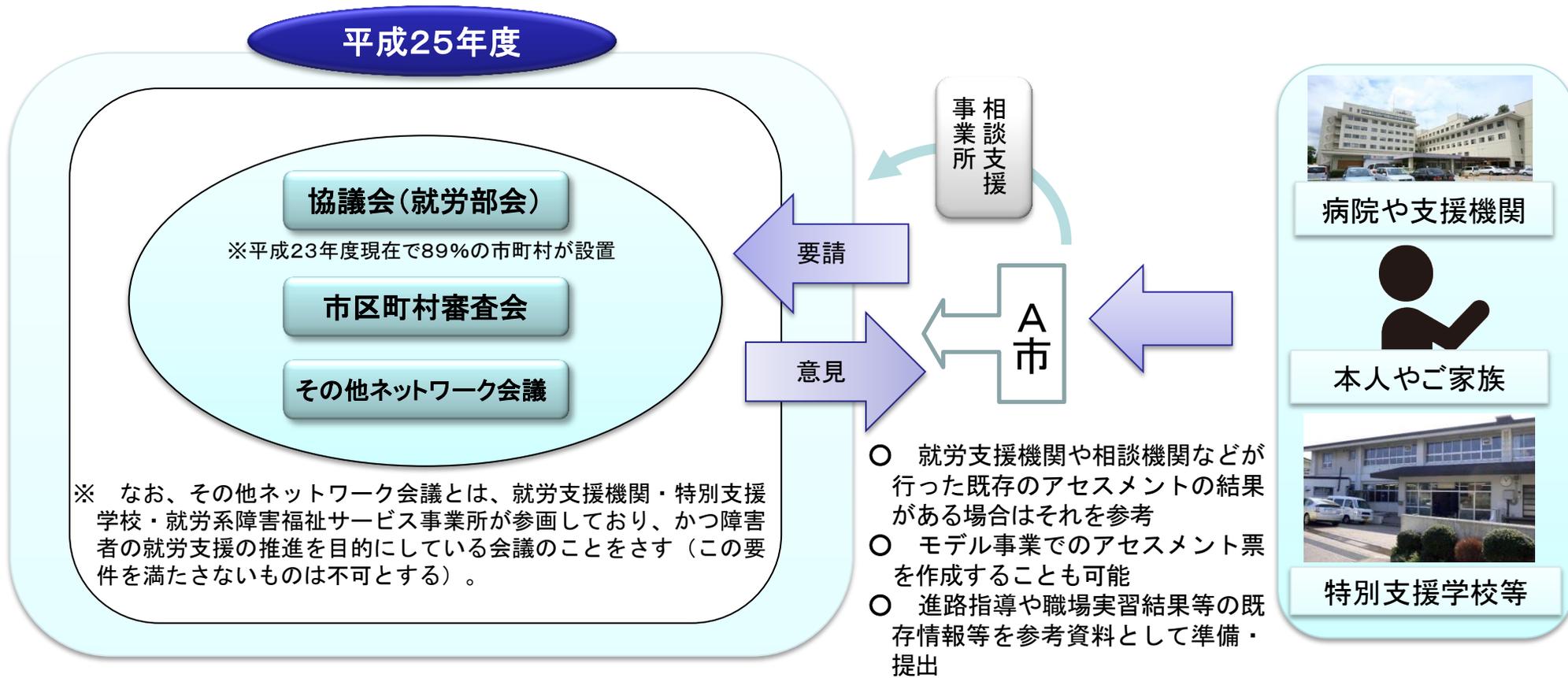
※全国の8割近い障害保健福祉圏域をカバーできる可能性があるためアセスメントには有効。

イ 障害者就業・生活支援センターと同一法人の就労移行支援事業所が障害保健福祉圏域内のアセスメントを行う体制



- 障害者就業・生活支援センターと同一法人の就労移行支援事業所が障害者就業・生活支援センターの障害保健福祉圏域内のサービス等利用計画作成にかかるアセスメントを行う。また、障害者就業・生活支援センターの助言を可能な範囲で得る。

特別支援学校高等部卒業生等にかかる就労継続支援B型の利用の経過措置の取り扱い (平成25年4月～平成27年3月まで ※予定)



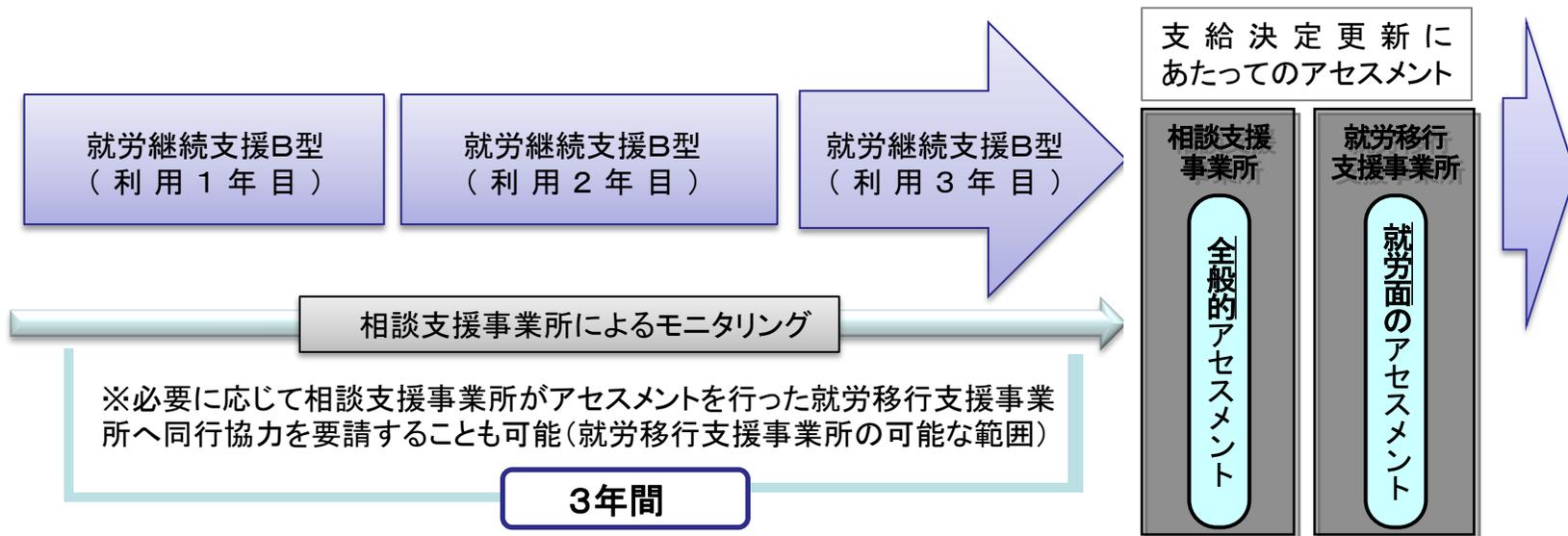
就労移行支援事業所（障害者就業・生活支援センターが同一法人の就労移行支援事業所の従たる事業所の指定を受ける場合を含む）でアセスメントができない場合は、市町村が就労継続支援B型の利用を判断する前に、利用希望者の状況を事前調査し、自立支援協議会・市区町村審査会・その他ネットワーク会議（就労支援機関・特別支援学校・就労系障害福祉サービス事業所が参画している障害者の就労支援の推進を目的にしている会議）に意見を要請する。

意見の結果「就労継続支援B型の利用がやむを得ない」ないしは「適当である」ことが確認された者を就労継続支援B型利用可とする方法。

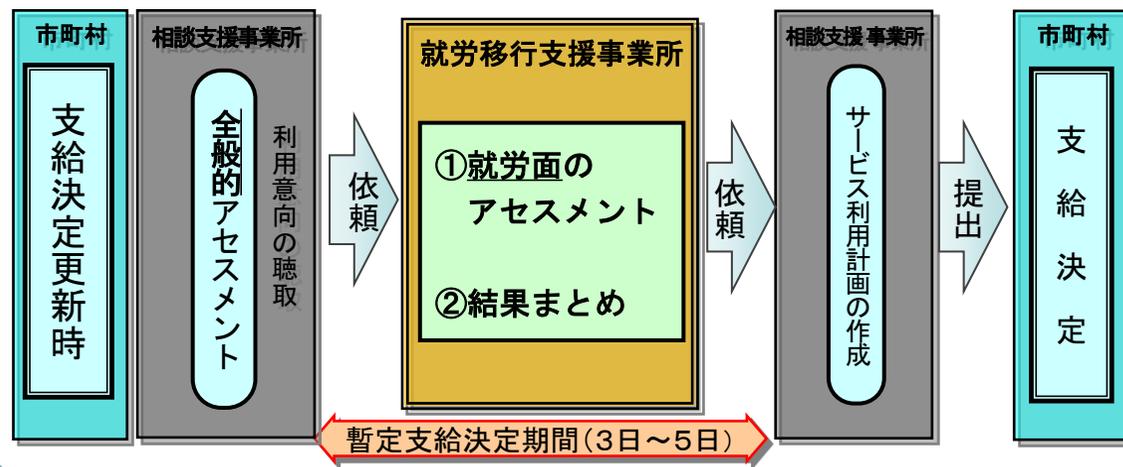
利用開始時にアセスメントを受けられなかった者（経過措置）等の取り扱い

○特別支援学校高等部卒業者等にかかる就労継続支援B型の利用の経過措置利用

(平成25年4月～平成27年3月まで ※予定)



経過措置後、3年目の支給決定更新時の就労面のアセスメント



支給決定更新時のアセスメント対象者

- ① 平成25年以降で利用開始時に就労移行によるアセスメントを利用せず就労継続支援B型事業所を利用した者
(その他、以下のようなケースで本人が希望・同意した場合)
- ② 相談支援事業者よりアセスメントをすすめられた。
- ③ 当初の就労移行によるアセスメントの結果により、3年後にも「就労面」のアセスメントをすべきであると、その時にすすめられた。
- ④ その他市区町村が必要と認めた。

※ 事前にアセスメントを行うことが決まっている経過措置利用者については、利用開始時のサービス利用計画作成時にアセスメントも含めた計画を立てておく等、円滑なアセスメントが行えるよう工夫が必要である。

今後の日程（案）

○主管課長会議(2/25)

○モデル事業会議(3月)

○文書にて通知(3月) (現時点でモデル事業で作成している
アセスメント共通マニュアル配布)

○都道府県・市区町村にてアセスメント体制検討開始(4月)

○モデル事業報告書
(アセスメント体制本格稼働にむけたマニュアル改定版配布)

(モデル事業)

アセスメント体制
検討期間

アセスメント体制
本格稼働開始

アセスメント体制
整備完了

○ 経過措置対応者
アセスメント開始

平成24年度

平成25年度

平成26年度

平成27年度

自立支援協議会等に意見を徴することによる経過措置期間

相談支援体制整備完了

VI 障害者優先調達推進法について

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

1. 目的(第1条)

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体(以下「障害者就労施設等」という。)の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進(第3条～第9条)

<国・独立行政法人等>

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表(厚生労働大臣)
調達方針の策定・公表(各省各庁の長等)
調達方針に即した調達の実施
調達実績の取りまとめ・公表等

<地方公共団体・地方独立行政法人>

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表
調達方針に即した調達の実施
調達実績の取りまとめ・公表

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等(第10条)

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供(第11条)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他(附則第1条～附則第3条)

(1) 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
- ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入

(3) 税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針の概要

1. 国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

(平成25年4月23日閣議決定、同4月26日告示)

- (1) 分野を限定することなく調達を推進すること。
- (2) 調達に関する他の施策等との調和を図ること。

2. 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

- (1) 障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めること。
- (2) 予算の適正な使用等に留意しつつ、随意契約を活用する場合には、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めること。
- (3) 調達に当たっての仕様等は必要十分かつ明確にするとともに、予定価格は取引の実例価格等を考慮して適正に設定すること。また、障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにする等競争への参加の機会の確保に留意すること。
- (4) 物品等の計画的な発注を行うとともに、障害者就労施設等に配慮した納期の設定に努めること。
- (5) 地方支分部局等ごとに地域の障害者就労施設等への発注に努めること。
- (6) 共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこと。

3. 障害者就労施設等に対する国及び独立行政法人等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項

透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、物品等の調達に関する情報の障害者就労施設等への提供促進に資するため、調達に関する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、障害者就労施設等に提供する等の措置を講ずること。

4. その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

- (1) 調達推進のための体制を整備すること。
- (2) 調達方針の作成における留意事項
 - ① 原則として各機関の全ての内部組織に適用すること。
 - ② 物品、役務の種別ごとに調達実績額が前年度を上回ることなどの目標設定をすること。
- (3) 調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等
 - ① 各省各庁の長等は、調達実績の概要の公表をできる限りわかりやすい形で行うこと。
 - ② 厚生労働大臣は、地方公共団体等を含めた国全体の調達実績の概要を取りまとめ、公表すること。
- (4) 公契約における障害者の就業を促進するための措置等
- (5) 関係省庁等連絡会議の設置
- (6) 国は、必要に応じて基本方針の見直しを行うこと。
- (7) 各省各庁の長等は、厚生労働大臣又は内閣総理大臣からの要請に対し、対応について報告すること。

大綱の概要

支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う所要の規定の整備を行った上、その適用期限を2年延長する。

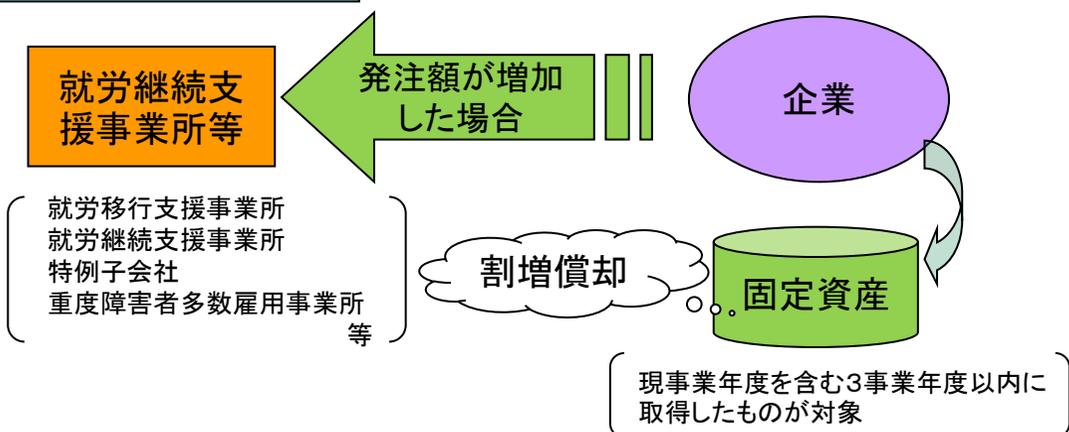
制度の仕組み

- 障害者の「働く場」に対する**発注を前年度より増加させた企業**について、企業が有する**固定資産の割増償却**を認める。
 - ・ 青色申告者である**全ての法人又は個人事業主**が対象。
 - ・ 固定資産は、事業の用に供されているもののうち、現事業年度を含む3事業年度以内に取得したもの。
- 割増して償却される限度額は**前年度からの発注増加額**(※)
(※)固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。
- 5年間の時限措置から**2年延長**
 - ・ 企業(法人)：平成20年4月1日～25年3月31日  **27年3月31日**
 - ・ 個人事業主：平成21年1月1日～25年12月31日 **27年12月31日**

○ 税制優遇の対象となる障害者の「働く場」

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所(A型・B型)
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設(生活介護又は就労移行支援を行う事業所)
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社
- ・ 重度障害者多数雇用事業所

イメージ図



$$\text{償却限度額} = \text{普通償却限度額} + \text{前年度からの発注増加額(※)}$$

〔 ※ 対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。 〕

【具体例】

- ・ 固定資産が1,000万円（償却期間10年、定額法）
- ・ 発注増加額が20万円の場合

$$\begin{aligned} \text{普通償却限度額(①)} &= 1,000\text{万円} \times 10\% = 100\text{万円} \\ \text{発注増加額(②)} &= 20\text{万円} \\ \text{(合計)償却限度額(①+②)} &= 120\text{万円} \end{aligned}$$

〔 例えば発注増加額が50万円の場合、減価償却資産の普通償却限度額(100万円)の30%(30万円)が限度となるため、償却限度額は130万円となる。 〕

VII 平成25年度障害福祉関係予算案について

平成25年度障害保健福祉関係予算案の概要

(24年度予算額)

(25年度予算)

1兆3,041億円

1兆3,991億円 (対前年度+950億円、+7.3%)

(うち復興特会)

71億円

【主な施策】

(対前年度増▲減額)

■ 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進

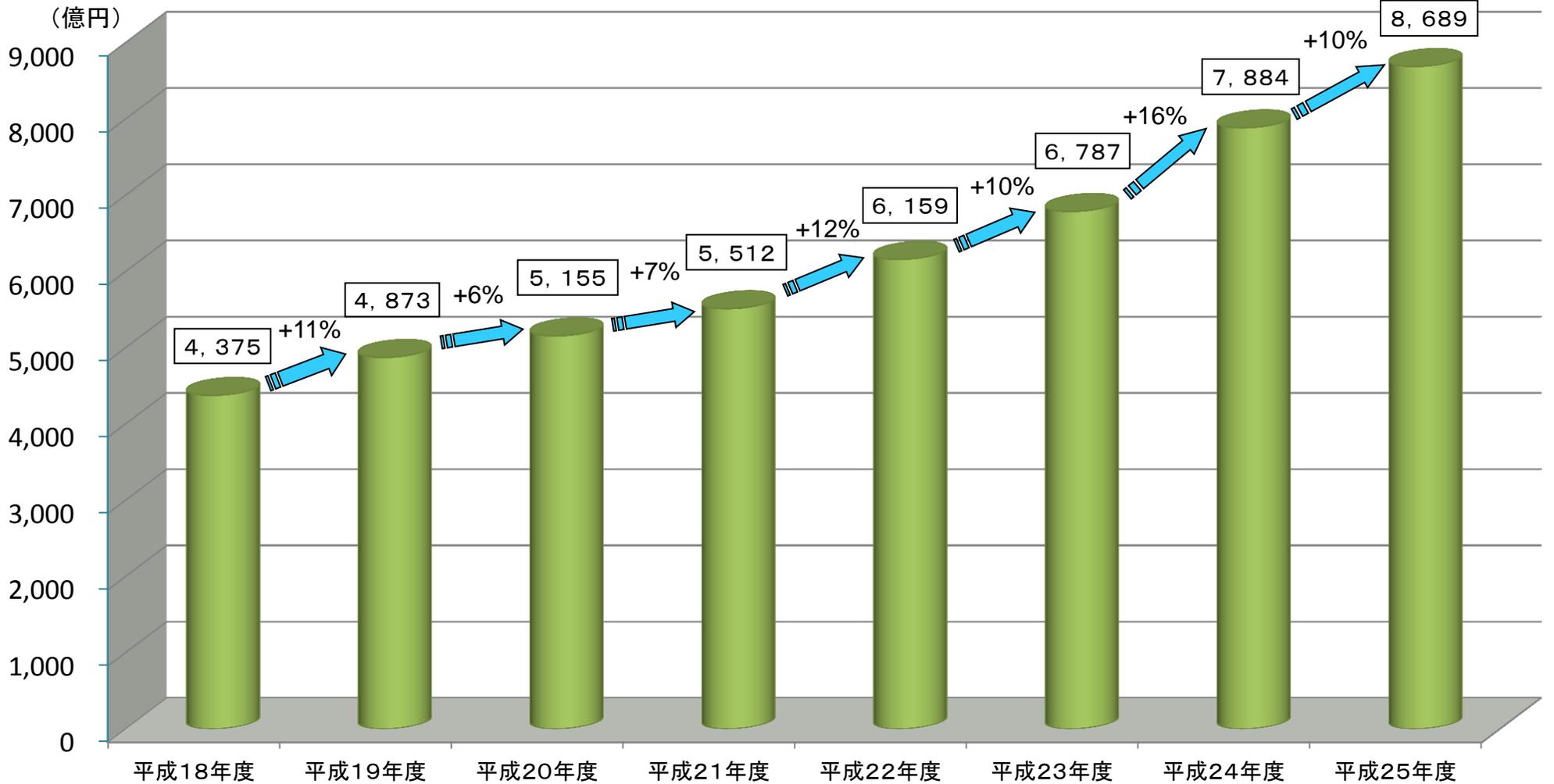
1兆3,711億円 (+960億円)

平成25年4月から障害者総合支援法が施行されることを踏まえ、地域生活支援事業において必須事業化されたものの実施や障害福祉サービスの基盤整備の推進を図る。

◇良質な障害福祉サービス等の確保 (一部新規)	8,229億円 (+795億円)
◇地域生活支援事業の着実な実施 (一部新規)	460億円 (+10億円)
◇障害福祉サービス提供体制の整備 (一部新規)	52億円 (▲9億円)
※他に、平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費で88億円、平成24年度補正予算で16億円を計上。	
◇障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供	2,187億円 (+130億円)
◇地域における障害児支援の推進	671億円 (+105億円)
◇障害支援区分の施行に向けた所要の準備	3.0億円 (+2.0億円)
◇障害児・障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進	4.1億円 (▲0.1億円)
◇障害児・障害者スポーツに対する総合的な取組	8.5億円 (±0億円) 等
■ 障害者に対する就労支援の推進	13億円 (±0億円)
◇工賃向上のための取組の推進	4.3億円 (+0.3億円) 等
■ 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進	262億円 (▲12億円)
◇精神科救急医療体制整備事業費	20億円 (±0億円) 等
■ 復興特別会計の主な施策	71億円

障害福祉サービス予算の推移

障害福祉サービス予算は着実な伸びを確保している



(注1) 平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注2) 平成20年度については補正後予算額である。